

江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 7 月 7 日

告示第 52 号

改正 令和 2 年 4 月 10 日

(設置)

第 1 条 本市における、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）の推進その他地方創生に関する事項について、有識者から専門的な見地に基づく意見を聴取するため、江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

- (1) まち・ひと・しごと創生法の推進に伴う、江田島市人口ビジョン及び江田島市総合戦略の策定に関すること。
- (2) 江田島市人口ビジョン及び江田島市総合戦略の検証に関すること。
- (3) その他本市における地方創生に関すること。

(組織)

第 3 条 有識者会議は、別表に掲げる団体がその構成員の中から推薦する者等を委員として組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から、その日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 公職等にある委員が任期中にその職を離れたときは、委員を辞任したものとみなす。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(座長)

第 5 条 有識者会議に座長を置き、座長は、委員の中から市長が指名する。

- 2 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 有識者会議は、座長が招集する。

- 2 有識者会議は、必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 有識者会議の庶務は、企画部企画振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長又は有識者会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則 (令和2年4月10日告示第30号)

この要綱は、令和2年4月10日から施行し、改正後の江田島市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

分野	団体名等
住民組織等	江田島市自治会連合会
	江田島市PTA連合会
	江田島市認定こども園保護者会
	市外からの移住者で構成される団体
産業団体	江田島市農業委員会
	江田島市漁業振興協議会
	江田島市商工会
	江田島市観光協会
教育機関	公立大学法人県立広島大学
金融機関	広島銀行 (市内所在の支店)
官公庁	厚生労働省広島労働局呉公共職業安定所
	広島県総務局
	広島県健康福祉局